

令和元年6月7日付け県公報第10号をもって公告した公共測量は、次のとおり作業期間を変更したので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和2年3月17日

静岡県知事 川勝平太

- 1 測量機関
静岡県
- 2 作業の種類
公共測量（基準点測量）
- 3 作業期間
変更前 令和元年5月24日から令和元年9月27日まで
変更後 令和元年5月24日から令和2年3月18日まで
- 4 作業地域
掛川市八坂